

A09-160
平成 21 年 9 月 7 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人不動産証券化協会

「財務諸表の表示に関する論点の整理」（平成 21 年 7 月 10 日公表）に関する意見書

標記につきまして、「財務諸表の表示に関する論点の整理」（以下、「論点整理」という）の「コメント提出者への質問」（P.6-P.8）について、下記のとおり意見を提出させていただきますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<第 1 部 現行の国際的な基準との差異に関する論点>

【論点 1】 包括利益の表示

(2) 包括利益を表示するとした場合、どの計算書に表示することが適切と考えますか。

（意見）

その他論点と同様、中長期的な検討項目とすることが望ましいが、今後、包括利益を財務諸表に表示することとなった場合でも、当期純利益の表示の有用性から、包括利益の表示にあたっては、当期純利益と包括利益とを明確に区分することができる 2 計算書方式での表示が適切であるとする。また、仮に 1 計算書方式を採用する場合であっても、現行の IAS 第 1 号で認められているように 1 計算書方式だけでなく、2 計算書方式での表示についての選択も認めるべきである。

【論点 2】 非継続事業に関連する損益の損益計算書における区分表示

(4) 非継続事業をどのように定義することが適切と考えますか。

（意見）

その他論点と同様、中長期的な検討項目とすることが望ましいが、今後、損益計算書上で非継続事業に関連する損益を区分表示することとなった場合でも、非継続事業を定義するにあたっては、企業の事業活動に対する重要性の概念は尊重し、企業にとって事業活動の戦略的なシフトに該当しないような物件の処分については、その物件に係る損益を非継続事業として区分表示することにならないようにすべきである。

<第2部 IASB と FASB の予備的見解における主な論点（フェーズ B 関連）>

【論点 H】 キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成

（意見）

論点整理 P.45 の（財務諸表表示専門委員会のコメント要旨）において「間接法によるキャッシュ・フロー計算書で提供される損益とキャッシュ・フローとの調整情報は、キャッシュ・フローと利益の関係を分析する目的において、多くの財務諸表利用者が有用性を認めている。その観点から、間接法を廃止して直接法で作成したキャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との間の調整表に置き換えるという DP の提案についても反対であり、現行のとおり間接法の選択を認めるべきである」と記載されているとおり、キャッシュ・フロー計算書については直接法を強制するのではなく、間接法の選択も認めるべきである。

以上